中「第二十七条第六項」を「第二十七条第七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長にその提出をする際、当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長が、当該非課税適用申告書等に記載されている当該提出をする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該提出をする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする外国法人は、当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長に、施行令第二十七条第四項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

第十九条の十五第三項中「第二十一項第三号」を「第二十二項第三号」に改め、同条第十項第二号中「第二十一項第三号」を「第二十二項第四号」を「第二十二項第四号」に改め、同条第十一項第一号中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同項第十八項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同項第一号中「(当該特定外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合には、当該法人番号通知書及びその受託をした各適格外国証券投資信託の目論見書その他これに類するもの)」を削り、同項第二号中「書類及び」の下に「外国法人確認書類(」を、「ロに掲げるものを除く。)」の下に「をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十七条の二第二十六項」を「第二十七条の二第二十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項第三号イ(1)中「第二十七条の二第二十六項第一号」を「第二十七条の二第二十七項第一号」に改め、同号イ(2)中「第二十七条の二第二十六項第二号」を「第二十七条の二第二十七項第二号」に改め、同項第四号イ(2)中「第二十七条の二第二十六項第二号」を「第二十七条の二第二十七項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19　非課税適用申告書等の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人が特定金融機関等の事務所等の長にその提出をする際、当該非課税適用申告書等に記載されている当該提出をする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該提出をする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする外国法人は、当該特定金融機関等の事務所等の長が、当該非課税適用申告書等に記載されている当該提出をする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該提出をする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする外国法人は、当該特定金融機関等の事務所等の長に、施行令第二十七条の二第二十四項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

第二十条の二第一項中「法第四十二条の五第一項第一号に規定する特定事業者又は特定連鎖化事業者（同号に規定する特定加盟者（以下この項において「特定加盟者」という。）を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者、同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この項において同じ。）を含む。）又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者」に、「エネルギー（同号）を「エネルギー（法第四十二条の五第一項第一号」に、「同号」を「、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項」に、「特定加盟者が」を「連鎖化事業の加盟者が」に、「同号に規定する特定連鎖化事業」を「当該連鎖化事業」に、「工場等（同号」を「工場等（法第四十二条の五第一項第一号」に改め、同条第二項中「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものとして」を削り、同条第三項中「第二十七条の五第二項」を「第二十七条の五第三項」に改め、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき」及び「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものとして」を削る。

第二十条の三第三項第四号中「第四十三条第一項第五号」を「第二条第三項」に改める。

第二十条の五の見出し中「特別償却等」を「特別償却」に改め、同条第五項を削る。

第二十条の七第一項中「次項及び第四項又は次項」を「第三項及び第六項又は第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「第二十二条の二十九第二項及び第四項又は同条第二項」を「第二十二条の二十九第三項及び第六項又は同条第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二十七条の十二第四項から第六項まで」を「第二十七条の十二第三項から第五項まで」に改め、「事業所」の下に「(当該法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。)」を加え、「第四十二条の十二第一項第二号ロ(1)」を「第四十二条の十二第一項第二号イ」に改め、「の雇用促進計画」の下に「(同令附則第八条第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「同条第四項第二号」を「法第四十二条の十二第五項第二号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十七条の十二第八項から第十項まで」を「第二十七条の十二第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十七条の十二第十一項」を「第二十七条の十二第十項」に、「第四十二条の十二第四項第十四号」を「第四十二条の十二第五項第十号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　施行令第二十七条の十二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の雇用促進計画の達成状況及び法第四十二条の十二第七項に規定する離職者がいないかどうかが確認できるものに限る。）の写しとする。

第二十条の七第七項中「第二十七条の十二第二十二項」を「第二十七条の十二第十六項」に、「第二項及び第四項又は第二項及び第五項」を「第三項及び前項又は第四項及び前項」に、「第二十二条の二十九第二項及び第四項又は同条第二項及び第五項」を「第二十二条の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項」に改める。

第二十条の八第四項第一号中「施行令第二十八条の八に規定する特定情報通信業を除く。）」を削る。

第二十条の十の二を削る。

第二十条の十一の見出しを「(港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条の二第一項」に、「この項」を「この条」に改め、同項を同条とする。

第二十条の十二から第二十条の十五までを次のように改める。

**第二十条の十二から第二十条の十五まで**　削除

第二十条の十八の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改める。

第二十条の二十を次のように改める。

**第二十条の二十**　削除

第二十条の二十一第二項第一号中「第四十七条の二第三項」を「第四十七条第三項」に改める。

第二十一条の二から第二十一条の四までを次のように改める。

**第二十一条の二から第二十一条の四まで**　削除

第二十一条の十九第二項第二号の二中「ものである」を削り、同項第七号イ中「第三十八条の四第十六項各号」を「第三十八条の四第十七項各号」に改め、同号ロ中「ものである」を削り、同項第八号を削り、同項第八号の二中「第六十二条の三第四項第八号の二」を「第六十二条の三第四項第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第八号の三中「第六十二条の三第四項第八号の二に掲げる」を「第六十二条の三第四項第八号」に改め、同号イ中「第六十二条の三第四